

平成30年9月  
長崎県警察

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」の一部改正を検討するための意見募集結果について

平成30年7月25日から同年8月23日までの間、見出し条例の一部改正を検討するための意見の募集を行った結果を次のとおり公表します。

1 意見を募集した内容

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に規定する「午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域」（いわゆる営業延長許容地域）の見直し

2 意見募集結果

意見募集を実施した結果

諫早市諫早駅前地区の営業延長許容地域の指定に天満町の飲み屋街エリアを含めて欲しい  
旨の御意見が2,670人から寄せられました。  
貴重な御意見ありがとうございました。

3 応募していただいた御意見の取扱い

頂いた御意見は、今後一部改正する条例の参考にさせていただくとともに、個人情報を除き、必要に応じて公表することがあります。

なお、御意見を頂いた御本人への回答はいたしかねますので、御了承ください。

4 個人情報の取扱い

意見募集に記入していただいた個人情報につきましては、条例の改正に関する業務のみで使用し、長崎県個人情報保護条例に従い適切に管理いたしますので、公表することはありません。

また、頂いた御意見を公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他の正当な権利を害するおそれのあるものについては、公表しません。